

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年8月3日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 本件処分は、当時の居住地に生活状況の確認をしに訪問をした上で一度支給決定をし、その決定と矛盾して、却下決定をしているが、その理由の記載がなく、貸与品で需要をまかなえているというのは事実誤認であるので、違法・不当である。
- (2) 14日を超える場合は審査に時間を要した特段の理由が法律上必要であるが、審査に時間を要したためでは理由になっていない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 2月 3日	諮問
令和 4年 3月 22日	審議（第65回第2部会）
令和 4年 5月 27日	審議（第66回第2部会）
令和 4年 6月 17日	審議（第67回第2部会）
令和 4年 6月 23日	処分庁へ調査照会
令和 4年 7月 11日	処分庁から回答を収受
令和 4年 7月 29日	審議（第68回第2部会）
令和 4年 8月 26日	審議（第69回第2部会）
令和 4年 9月 30日	審議（第70回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

るとされている。

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、1 号に生活扶助を掲げ、法 1 2 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」(1 号)を規定している。

(2) 申請による保護の変更

ア 法 2 4 条 9 項が準用する同条 1 項は (以下、(2)において、準用する旨の記述を省略する。)、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条 2 項は、同条 1 項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条 4 項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

ウ 同条 5 項は、同条 3 項の通知は、申請のあった日から 1 4 日以内にしなければならないとしている。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを 3 0 日まで延ばすことができるとしている。また、同条 6 項は、保護の実施機関は、申請のあった日から 1 4 日以内に同条 3 項 (上記イ) の通知をしなかったときは、同項の書面にその理由を明示しなければならないとしている。

(3) 職権による保護の変更

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7・1 は、経常的生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

(5) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第 7・2 は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとしている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとしている。

(6) 被服費（布団類）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・2・(5) は、被保護者が、同・アの(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合であって、次官通知第 7（上記(4)）

に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないとしている(ただし、同・ア・(ア)から(ウ)までについては、現物給付を原則とする。)

そして、同・ア・(ア)は、①保護開始時、②長期入院・入所後退院・退所した場合、③犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に耐えなくなり、代替のものが無い場合、13,400円以内(再生によることができる場合)又は19,500円以内(新規に購入を必要とする場合)を計上して差し支えないとしている。

(7) 家具什器費(冷暖房器具以外)

局長通知第7・2・(6)・アは、被保護世帯が、同・(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7(上記(4))に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(暖房器具及び冷房器具を除く。)を支給して差し支えないとしている。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難しいと認められるときは、47,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(暖房器具及び冷房器具を除く。)を支給して差し支えないとする。

また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-43は、前述の「真にやむを得ない事情」とは、例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合などが考えられるとしている。

そして、問答集問7-45は、保護開始時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきとしている。冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないとする。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でないとする。

(8) 家具什器費（冷暖房器具）

局長通知第7・2・(6)・イは、被保護世帯が、同・アの(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとしている。

局長通知第7・2・(6)・ウは、被保護世帯が、同・アの(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされるものがある場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、51,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支

えないとしている。

(9) 家具什器費（設置費）

局長通知第7・2・(6)・エは、家具什器の購入に際して設置費用が別途必要な場合であって、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、同・アからウまでとは別に特別基準の設定があったものとして、当該家具什器の設置に必要な最小限度の額を設定して差し支えないとしている。

(10) 次官通知、局長通知及び問答集の位置づけ

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 布団類、家具什器については、新たに保護開始する際に最低生活の基盤となる物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであることとされており(1・(5))、その前提の下、布団類は、保護開始時に、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に耐えなくなり代替のものがいない場合(1・(6))、家具什器は、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められる場合(1・(7))、支給して差し支えない。
- (2) 処分庁は、いったんは、本件申請の本件各見積書のうち計58,300円(見積書2:47,300円及び見積書3:11,000円)について、一時扶助することを決定した(前回処分)。
- (3) しかし、処分庁は、保護開始に当たっての請求人宅への訪問の際、請求人には、布団が貸し出され、共用部分には家事等に必要な家具も揃っていることを確認していたことから、本来は、一時

扶助費を支給すべきではなかったとの結論に至った。それを受けて、担当職員が、請求人に対して、本件申請は却下になる旨を伝えた上で（同）、同年8月6日、処分庁は、前回処分を見直すこととし、本件申請を却下した（本件処分）。

これらの経緯に照らすと、処分庁が、本件申請を「家具什器費及び布団代は支給できないため。また、貸出品を利用することにより、需要がまかなえているため」として却下したことは、法令等の適正な適用に基づくものであるといえ（1・(4)ないし(9)）、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、以上のとおり、本件処分にはこれを取り消すべき理由がないが、他方、前回処分はこれと相反する内容であるにもかかわらず、未だ取り消されていないので（当審査会が処分庁に対して行った行政不服審査法74条の規定に基づく調査では、処分庁は「前回処分の取消しを行っていない」と回答している。）、依然その効力は維持されている。つまり、現状では、本件申請に対する内容の相反する二つの処分が併存していることになる。この点、処分庁は、同調査に対し、「前回処分を行った後に、本件処分を行うことに変更した。本件処分への変更は、前回処分の保護費支給前であったため、前回処分を本件処分に変更し、保護申請却下通知書を交付することで、前回処分が取消しとなった意図は伝わるものと判断していた。また、請求人から保護申請却下通知書を早急に交付するよう要求があったこともあり、本件処分となった。」と回答している。しかし、本件処分によって、当然に前回処分が変更されることはなく、本件処分を行うためには、前回処分を取り消す決定を行い、これを書面により請求人に通知する必要があった（1・(3)）。この点で、処分庁には手続上の重大な過誤があるというべきであるが、本件審査請求は本件処分に対するものであって、審査庁の裁決をもって前回処分にかかる過誤を補正できる関係にはないので、本答申では、過誤の存在を指摘するにとどめる。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第3のとおり、本件処分は、一度した決定（前回処分）と矛盾して、却下決定をしているが、その理由の記載がないため、また、貸与品で需要をまかなえているというのは事実誤認であるため、違法又は不当であると主張する。

しかし、本件審査請求は本件処分に対するものであって、審査庁の裁決をもって前回処分にかかる過誤を補正できる関係にはないことは、上記2のとおりである。

また、本件処分通知書には、「〇〇の物件においては、家具什器費及び布団代は支給できないため、また、貸出品を利用することにより、需要がまかなえているため。」という理由が付されていることから、理由の記載がないとする請求人の主張は当たらない。

さらに、布団類や家具什器に係る臨時的最低生活費は、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであり（1・(5)）、通常は経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入すべきものであること（同）を踏まえ、処分庁は、請求人宅への訪問の際に、請求人に特段そのような事情があったとは確認できなかったとして本件処分を行っているのであるから、貸与品で需要をまかなえているというのは事実誤認であるという請求人の主張は当たらない。

(2) 請求人は、本件申請から本件処分までの日数が14日を超える場合は審査に時間を要した特段の理由が法律上必要であるが、審査に時間を要したためでは理由になっていないと主張する。

しかし、保護の変更の申請に対する決定の通知は、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるが、申請のあった日から14日以内に当該通知をしなかったときは、

当該通知の書面にその理由を明示しなければならないとされているところ（１・（２）・ウ）、処分庁は、本件申請のあった日から１４日以内に本件処分をしなかったことにつき、「審査に時間を要したため。」という理由を付しているのであるから、請求人の主張は当たらない。

仮に、請求人が主張するように、当該理由が理由として不十分であったとしても、法２４条５項の趣旨が、「漏救、濫救に亘らぬよう適正な保護を実施するための調査を可能な限り敏速、的確に行い１４日以内に早急に決定通知書を到達することに努め」ることにあることからすれば（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和６０年、４０２頁参照）、その理由（同条６項）が不十分であったとしても、そのことから直ちに当該処分が違法になるとまでは解されない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- ４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、山口卓男、山本未来